

奈良県認知症介護基礎研修 募集要項

1. 研修の目的

この研修は、認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようになりますことを目的とします。

2. 実施主体

奈良県（指定研修実施機関：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

3. 研修対象者

●介護に直接携わる職員のうち、下記の「医療・福祉関係の資格」を有さず、かつ下記の「認知症に関する研修等」を修了（卒業）していない者等

（有資格者の受講を妨げるものではありません。）

※令和3年1月25日の厚生労働省令（各運営基準等の改正）により、介護サービス事業者等に認知症介護基礎研修の受講に必要な措置を講じることを義務づけられました。ただし、3年間の経過措置（令和6年3月31日まで）が設けられています。

◇医療・福祉関係の資格

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修（一級・二級）課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

◇認知症に関する研修等

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を修了した者
- ・介護福祉士養成施設で認知症にかかる科目を修了した者
(在学中であって、履修科目証明書等で修了を証明できる場合を含む)
- ・福祉系高校の卒業者（卒業証明書にて卒業が確認できる者）

4. 受講申し込みの流れ

受講希望者は、認知症介護研究・研修仙台センターのホームページから申し込み。

（URL：<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>）

（1）事業所登録（事業所責任者の方が行う手続き）

e ラーニングシステムトップページより、「事業所コード」の発行手続きを行ってください。
「事業者コード」が発行されたら、受講希望者に配布・通知してください。

(2) 受講申し込み（受講者本人が行う手続き）

e ラーニングシステムトップページより受講申し込みを行ってください。

受講が決定されたら、センターより受講者 ID、申し込み確認通知、受講料支払い方法の案内があります。受講料入金後、受講者宛に受講許可通知が送信され、e ラーニング受講開始となります。

5. 受講者負担金

3, 000円

※受講申し込み後、認知症介護研究・研修仙台センターから請求されますので、センターに直接お支払ください。

6. 修了証書

科目をすべて受講し、確認テストを修了後、システム上で発行できるようになります。

(認知症介護研究・研修仙台センター長名で発行されます。)